

令和5年度 苫小牧市要保護児童対策地域協議会代表者会議次第

日 時：令和5年6月2日（金） 13時30分～15時00分
場 所：職員会館3階304号室

I 開 会

II 挨拶 苫小牧市要保護児童対策地域協議会 会長 松村 順子

III 報 告

- 1 令和4年度事業報告について
- 2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について
- 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

IV 議 題

令和5年度事業計画（案）について

V 研 修

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室長 宮田 顕一郎 氏
「児童虐待について」

VI その他

健康こども部青少年課による報告について

VII 閉 会

令和5年度

苫小牧市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

日 時 令和5年6月2日（金）

苫小牧市要保護児童対策地域協議会

（健康こども部こども相談課）

< 目 次 >

I 報 告

- 1 令和4年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について・・・・ 7
- 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について・・・・・・・・・・・・ 8

II 議 題

- 令和5年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 研 修

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室長 宮田 顕一郎 氏
「児童虐待について」

§ 資 料

- 資料1 北海道室蘭児童相談所統計資料 ほか

I 報告

1 令和4年度事業報告について

昨今の児童福祉行政を取り巻く状況は、児童相談所における児童虐待相談対応件数が毎年増加の一途を辿っており、児童虐待の未然防止や早期発見の観点からも市町村に求められる役割は大きくなっています。

これまで本市は、児童福祉法に規定される「子ども家庭総合支援拠点」をいち早く設置し、さらに令和3年1月に「苫小牧市こども相談センター」を開設して室蘭児童相談所苫小牧分室及び各関係機関との連携のもと対象者への支援を行ってきました。

令和4年度は、「苫小牧市子ども虐待から守る条例」に基づき社会全体で子どもを守る意識を市全体に醸成するため、啓発活動及び出前講座を積極的に開催しました。

そのほかにも、苫小牧市要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、児童虐待通告のあった家庭やネグレクト家庭へのアプローチについての研修を実施するなど、ケースワークの視野を広げ、資質の向上を図る取り組みを行いました。

● 児童虐待防止推進月間の取り組み（一部抜粋）



<啓発用ポケットティッシュ（イオン苫小牧店）>



<啓発用看板（市役所）>



<啓発用展示：ぬくもりの木（市役所）>

【会議等の開催状況】

○ 代表者会議

6月15日

○ 実務者会議(計16回開催)

内容	実施月日	備考
研修「虐待対応研修:通告のあった家庭へのアプローチ(支援検討の演習)」	8月10日	19人
研修「虐待対応研修:ネグレクト状態を改善するための適切な支援」	10月28日	26人
研修「幼稚園及び保育園の職員を対象とした児童虐待対応研修」 苫小牧市心配な家庭チェックリスト研修	11月8日 11月10日	計45人
研修「児童虐待対応研修:◎ BEAMS Stage1、◎ BEAMS Stage2」 ※ 共催:市立病院、後援:苫小牧市医師会・苫小牧歯科医師会	11月13日	計33人
健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議	6月、8月、 12月、3月	計4回
生活支援室との連携会議	7月、11月、 1月、3月	計4回
室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議	6月、9月、 12月、3月	計4回

○ 個別ケース検討会議(計51回開催)

	虐待		その他の要因		合計	
	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数
R4年度	24	58	27	67	51	125

● 代表者会議

代表者会議は、令和3年度の事業報告及び同4年度の事業計画について、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の下、会場型とオンライン型の参加形式を整えた中で実施しました。

● 実務者会議

実務者会議は、研修会や連携会議の形で、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の下、可能な限り、会場型とオンライン型の参加形式を整えた中で実施しました(計16回)。

令和4年8月10日には、本市こども相談課の米田浩二こども相談監により、虐待通告のあった家庭へのアプローチについて、事例を基に支援方針案を検討するなど、グループワーク演習を実施しました(会場型)。

令和4年10月28日には、西南学院大学・人間科学部・社会福祉学科の安部計彦教授より、ネグレクト状態を改善するための適切な支援について、専門的な視点から、関係者での

理解の仕方や支援策について助言をいただきました。参加者からは、「保護者の困りごとを聞き取り、課題解決に向けて支援していきたい」との意見や、「保護者がやらないのではなく、できないのだと発想を転換することで支援が変わる」との意見などが挙げられました（会場型・オンライン型）。

令和4年11月13日には、函館中央病院・小児科科長兼こども子育て支援室室長・石倉亜矢子先生により、「BEAMS Stage 1」（会場型・オンライン型）及び「BEAMS Stage 2」（会場型）の講演を実施しました。BEAMSとは、日本子ども虐待医学会の事業として行われている医療機関向けの虐待対応プログラムであり、当講演では医療的な視点でのアプローチを学ぶことができました。

令和4年11月8日、10日には幼稚園保育園等の職員を対象とした心配な家庭チェックリストの研修会を開催しています（会場型）。平成29年度にチェックリストを作成し、継続して利用できるよう、毎年研修会を開催しています。

健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議では、各機関が把握している支援を要する家庭について情報共有し、必要に応じて地域での見守り確認依頼や、児童相談所や医療機関と連携するなどの対応を行っています。また、支援を要する妊婦についても、チェックリストを活用することで早い段階で把握できるようにしています。特に支援が必要な妊婦は、個別ケース検討会議を開催し、対応について検討しています。

生活支援室との連携会議では、生活保護を受けている子育て世帯で心配な家庭をリストアップして情報共有に努めています。また、生活保護廃止となった心配な家庭について、生活支援室からこども相談課へつなげるため、都度協議を行っています。

室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議では、児童虐待通告のあったケースや児童養護施設等に措置されているケース等を台帳管理し、台帳に記載されているケースについて、対応状況の確認を行っています。

● 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議では、ケースの情報共有や支援方針の検討、支援体制の確認等を行っています。

支援方針の検討には、平成27年度より家族支援手法を取り入れ、家族の持つストレングス（強み）に着目したアプローチに努めています。また、支援体制の確認では、各機関に認識のズレが生じないようにホワイトボードを活用し、役割分担や今後の予定などの確認を参加者全員で行っています。

令和4年度は計51回の個別ケース検討会議を開催し、虐待に関するものは計24回でした。虐待はもとより、虐待以外のケースにおいても精神疾患や障がい、経済的問題等様々な課題が重複している場合が多く、多機関の協力が不可欠となっています。

【啓発活動等の状況】

● 苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発

実施月日	実施内容
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止啓発グッズ(令和3年度ほっ苫コンテスト大賞作品使用) ・ 事業者等に車用ステッカーを配布 ○ 市民への児童虐待等に係る知識普及 ・ 子育て世帯支援カードを配布 ・ 地域で見守る！子育て支援講座(出前講座)を実施

令和3年4月1日より施行した苫小牧市子どもを虐待から守る条例の基本理念をもとに、児童虐待のないまちを目指すため、全市的な意識醸成や知識の普及を図ることを目的に、年間を通して啓発活動を行いました。

令和3年度に引き続き、条例と子育て支援施策を1つのカードに集約した「子育て世帯支援カード」を市内コミュニティセンター等に設置するなどの取り組みを行いました。

後述のとおり、出前講座として、地域で見守る！子育て支援講座を計19回実施し、地域全体で心配な家庭を見守り、当該家庭を適切な支援機関へ繋ぐことの重要性などを周知しました。

● 児童虐待防止推進月間

実施月日	実施内容
11月1日～ 11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止推進月間の啓発活動の実施 ・ 市内事業所に、啓発ポスターの配布・掲示を依頼 ・ 小中学生に、啓発用リーフレットを配布 ・ オレンジリボン(シンボル)の市役所窓口職員等への配布、携行 ・ 市役所1階ロビーに、啓発用展示「ぬくもりの木」を設置 ・ 市役所庁舎内トイレに、啓発用ウォッチレットを掲示 ・ 市役所庁舎に、啓発用看板及び懸垂幕の設置 ・ 市立病院との共催による児童虐待対応研修(BEAMS)を実施 ・ 広報とまこまい11月号に、相談機関情報を掲載
11月1日～ 11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内施設をオレンジ色にライトアップ(苫小牧信用金庫本店)
11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭啓発活動の実施 ・ 児童虐待防止の標語入りポケットティッシュ3,000個をイオン苫小牧店内(サービスカウンター)に設置し配布

11月の児童虐待防止推進月間は、市内公共施設などにポスター掲示依頼、小・中学生に啓発用リーフレット等を配布、イオン苫小牧店に児童虐待防止啓発用ポケットティッシュ3,000個を設置し配布したほか、市内施設のオレンジ色ライトアップや市役所本庁舎前

の道路沿いに看板や懸垂幕を設置するなど虐待の未然防止を呼び掛けました。

市役所本庁舎1階では、市民参加型の啓発用展示「ぬくもりの木」を設置しました。市民には「ぬくもりの木」にオレンジリボンを貼っていただくことで児童虐待に対する意識醸成が図られたほか、児童相談所全国共通ダイヤル189、通称「いちはやく」の周知ができたりと、相応の効果があつたものと思われます。また、本庁舎1、2階職員がオレンジリボンを各自が見える部分に身に着けるなど、庁舎をあげて虐待の未然防止のアピールを行いました。

● 地域で見守る！子育て支援講座（苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発の出前講座）

地域で見守る！子育て支援講座は、計19回実施しました。参加人数は計273人でした。児童虐待に関する講座で、地域支援や家族支援等、それぞれの観点で講座を行いました。また、講座受講者には「ほっ苦バッジ」を配布し、子育て世帯を地域社会から孤立させないように見守りをお願いしています。また、アンケートを実施し、満足した・やや満足したが全体の93%のご好評をいただきました。

そのほか、子ども向けの子育て支援講座も実施し、子どもに対し虐待があつたときどのようにしたらよいかについて、クイズ形式にして学びを深めました。

● 子育て講座「Step」（出前講座）

子育て講座は、通常講座・ダイジェスト講座合わせて計6回実施しました。また、子育てに悩んでいる家庭のニーズに応じて個別の講座も実施し、参加人数は計42人でした。広報での周知のほかに、SNSも活用することで市民への浸透を図るため、二次元コードからも手軽に申し込みができるようにしています。

子育て講座は、暴力や暴言を使わず、子どもに対する保護者の言葉かけや行動を変容させることで、より良い親子関係を築けるような親教育プログラムで、虐待の未然防止に効果があると考え、平成26年度から実施しています。

今年度の受講者からは、「講座を参考に、自分の中で一旦考えてからうまく伝えられるように成長しようと思いました」「どのテクニックも参考になりました」「子どもの目線にあわせて話したいと思いました」など高い評価をいただいています。通常講座で行ったアンケートでは、とても満足した・満足した・やや満足したが全体の99%のご好評をいただきました。

※ 通常講座は全4回。ダイジェスト講座は通常講座の内容を1回分にまとめたもの。

2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度
受付件数		186	216	184
対応件数		182	208	190
未処理人数(年度末時点対応中)		4	12	6
発見状況 (通告者)	家族・親族	6	3	6
	本人	3	1	0
	近隣・知人	56	65	36
	民生・児童委員	2	0	0
	警察	3	0	0
	保健所	0	0	0
	学校	40	53	44
	幼稚園・保育園	18	11	20
	医療機関	1	26	14
	市(他課)	9	13	43
	児童相談所	43	20	21
	その他	1	16	6
合計		182	208	190
主な虐待者	実父	45	49	45
	実父以外の父	17	16	18
	実母	115	138	120
	実母以外の母	3	1	1
	その他	2	4	6
合計		182	208	190
内容	身体的	39	46	50
	養育怠慢・拒否	37	54	63
	心理的	106	104	77
	性的	0	4	0
合計		182	208	190
年齢別	0～3歳未満	38	38	34
	3～未就学児	41	44	62
	小学生	77	92	68
	中学生	13	19	19
	高校生・その他	13	15	7
合計		182	208	190
対応内容	助言指導	147	188	165
	継続指導	27	7	13
	他機関斡旋	0	0	0
	児童相談所送致	8	13	12
	その他	0	0	0
合計		182	208	190

一時保護件数

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度
全 件		50	45	52
(再掲)虐待による一時保護		33	20	28

注) 苫小牧市が対応したケースで一時保護に至った件数

● 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について

令和4年度は児童虐待通告を184件受け付け、全件子どもの安全確認を行っています。

対応件数は190件となっていますが、令和3年度の未処理人数を加え、令和5年度へ繰り越した未処理人数を差し引いたものです。この対応件数とは、受け付けた通告に対し、助言指導、児童相談所送致等何らかの対応方針が決定した時点でカウントするもので、対応方針決定前は未処理人数にカウントされます。

【発見状況】

幼稚園・保育園、市（他課）からの通告が増加しています。虐待への対応について周知し庁内連携を強化していることが要因の一つとして考えられます。そのほかとして、ライフラインの停止を把握した児童通所サービス事業所等から連絡をもらうケースがありました。

【内容】

昨年同様に心理的虐待の割合が最も多くなっています。きょうだいに対する暴力等の目撃に加えて、近隣からの泣き声等の通告が多いことが要因となっています。

身体的虐待、ネグレクトについては、昨年より増加しており、ネグレクトでは子どもを看ることができていない、夜間放置、ライフラインの停止などの通告があり、前年比117%となりました。

【年齢別】

例年同様に小学生が最も多くなっており、学校と作成した台帳をもとに情報交換することで、連携強化を維持しています。また、未就学児の割合が増加しており、関係機関での会議、研修を含め連携を強化しています。

【対応内容】

継続指導の内容は、支援を要する家庭への養育支援訪問事業、親子間の関係を安定させるため相談員が定期的に訪問するなどの対応、児童相談所の2号指導、3号措置に伴う対応となっています。

※ 2号指導：児童福祉法に基づき、保護者等に対し児童相談所の児童福祉司が継続的な指導を行うこと

※ 3号措置：児童福祉法に基づき、児童の児童養護施設等への入所又は里親への委託を行うこと

【一時保護件数】

令和4年度は、52人で、そのうち28人が虐待による一時保護でした。虐待による一時保護は、身体的虐待が最も多く、「子どもが家に帰りたくないと言っている」や「傷が虐待によるものなのか不明」、「顔に大きな傷があり親に叩かれたと言っている」といったケースなどに対応しました。虐待以外の一時保護では「もう子どもの面倒を看ることができない」といった訴えに対応したケースがありました。

3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

令和3年度の児童虐待相談対応状況等について報告します。

資料1

Ⅱ 議 題

令和5年度事業計画（案）について

近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会には様々な変化がありました。身近なところでは、仕事、学校、スポーツなど、生活に変化がみられました。収入減少などの生活不安はもちろん、行動の制限や我慢を強いられる場面も多くあり、とりわけ子ども達は多くのストレスを抱えながら生活していたと考えられます。それらが背景となり、家庭内で親子が衝突することも多々あり、全国的にも児童虐待増加への影響が懸念されていました。

一方、令和5年5月8日より、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「5類」へと引き下げとなったことに伴い、今後、更にライフスタイルが変化していくことが予想されます。

それらの家庭内での新たな変化や影響を踏まえつつ、要保護児童対策地域協議会として、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を適切に保護するとともに、要支援児童及び特定妊婦に対し、適切な支援を実施することで、児童虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を図るため、次の（1）から（4）までの事業を実施します。

（1）関係機関との連携強化

ア 代表者会議の開催

行政機関・民間団体・地域住民との緊密な連携と相互の協力がとれるよう、関係機関の代表者による代表者会議を開催し、協議会の組織及び運営の全般について協議します。

イ 実務者会議の開催

関係機関の実務を担当する者で実務者会議を開催し、要保護児童の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握と支援体制作りの検討及び研修会を実施します。

ウ 個別ケース検討会議の開催

複雑多様化する児童虐待等に対応するために、医療機関・民生委員・主任児童委員・学校・保育園・幼稚園等との連携の強化を図り、情報の共有化に努めるとともに、最も効果的な個々の支援を検討するための個別ケース検討会議を積極的に開催します。

エ 切れ目のない支援体制の構築

各年代と関わる機関や対象世帯に関わる機関との情報交換や連携体制を作り、児童虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応を図ります。

各年代	実施内容
出産前	健康支援課、市立病院、王子総合病院と連携し、特定妊婦把握のためのチェックリストを活用することで、支援が必要と思われる家庭のアセスメントを行います。

出産後～ 就学前	健康支援課と連携し健診未受診家庭等のハイリスク家庭の情報共有を行います。 幼稚園、保育園等と心配な家庭チェックリストを活用し、こども相談課との連携強化に努めます。
就学後	全小中学校と要保護児童進行管理台帳を作成し、早い段階から心配のある家庭の把握に努めます。
全年齢	児童相談所と対応中のケースについて、対応状況の確認を行います。
その他	生活保護世帯の中で心配な世帯については、台帳リストを作成し、生活支援室と情報共有を行います。特に生活保護廃止後には、対象世帯が子育ての悩み等を抱え込むことのないように、必要に応じ、こども相談課に相談できるよう都度情報共有します。

オ 合同研修会の実施

令和3年度からこども相談課と北海道室蘭児童相談所苫小牧分室での合同研修を行い、子どもを虐待から守るための土台となる知識の習得に努めています。市役所の機能や資源、面接技法の学習、護身術など多種多様な内容を今年度も検討しています。

カ 機関誌の発行

関係機関との連携強化を目指し、児童虐待等に関する機関誌で情報を発信します。

(2) 啓発・予防活動の実施

ア 児童虐待防止の推進啓発の実施

大型店などで児童虐待防止啓発ポケットティッシュを設置し配布するほか、市内公共施設にポスター掲示依頼、懸垂幕、看板等を掲示します。また、市役所やホームページ、広報とまこまいでのPRなど、積極的にオレンジリボンキャンペーンを展開し、周知に努めます。

イ 出前講座の実施

要望に応じて、児童虐待に関する知識や情報を提供し、児童虐待防止に関する意識の醸成を図るため出前講座を実施します。

ウ 子育て講座（Step）の実施

平成26年度から実施し、子育てにおいてイライラが減る等の評価を得ている当該プログラムについて、子育て支援及び児童虐待予防として実施します。

(3) 苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発の実施

ア 地域で見守る！子育て支援講座（出前講座）の実施

令和3年度から引き続き、市民や会社員等を対象とした子育て支援講座を実施し、受講者には小学生がデザインした児童虐待防止啓発グッズ（缶バッジ「ほっ苫バッ

ジ)を配布し、地域における子育て世帯の見守りに協力していただきます。

講座の内容は、本市における虐待相談の状況や事例、虐待を受けている子どもへの理解や地域支援の必要性など、全市民が一体となって取り組めるものとなっています。

受講者には、困っている様子の親子に声をかけ、話を聞いていただいたり、必要に応じて子ども相談課に繋いでもらうなど、親子の見守りなどの役割を期待しています。

イ 児童虐待防止啓発グッズの配布

令和4年度から引き続き、苫小牧市子どもを虐待から守る条例に、ご賛同いただける事業者等に、「令和3年度ほっ苫コンテスト大賞作品」を使用した車用ステッカーを配布し、児童虐待防止の啓発に努めます。

ウ 市民への児童虐待防止等に係る知識の普及啓発

令和3年度から引き続き、苫小牧市子どもを虐待から守る条例と子育て支援施策を1つのカードに集約した「子育て世帯支援カード」を市内コミュニティセンター等に設置するなどの取り組みを実施します。

(4) ヤングケアラーの支援について

ヤングケアラーとは、「高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する18歳未満の者（北海道ケアラー支援条例）」と定義されています。

ヤングケアラー問題は、子どもが身近な人の世話などをする中で、教育を受ける権利を始めとする子どもが本来持っている権利が侵害されたことが課題の中心となります。

本市では、ヤングケアラー支援に向けた条例制定を目指し、令和5年度から本協議会を中心とする関係機関（小中学校など）を対象に実態把握調査を実施します。

また、実務者会議におけるグループワークや講演を通じて、関係機関に対しヤングケアラーの支援に関する知識の普及、意識の向上に努めます。

● 令和5年度事業計画（月別）

随時開催	個別ケース検討会議、出前講座、子育て支援講座
5月	全小中学校との情報連携◎ 健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議◎ 子育て講座(step)ダイジェスト講座◎ 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修◎
6月	代表者会議 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議◎ 生活支援室との連携会議◎ 子育て講座(step)通常講座◎ 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修◎
7月	室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修◎
8月	児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象)◎ 全小中学校との情報連携◎ 健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議◎ 子育て講座(step)ダイジェスト講座◎ 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修◎
9月	児童虐待チェックリスト研修会(幼稚園、保育園、認定こども園等対象) 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議◎ 生活支援室との連携会議◎ 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修◎
10月	子育て講座(step)通常講座◎ 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修◎
11月	児童虐待防止推進月間の各種啓発活動(ポケットティッシュ設置等) 児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象)◎ 全小中学校との情報連携◎ 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修◎
12月	室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議◎ 健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議◎ 生活支援室との連携会議◎ 子育て講座(step)ダイジェスト講座◎ 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修◎
令和6年1月	室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修◎
2月	児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象)◎ 全小中学校との情報連携◎ 健康支援課、市立病院、王子総合病院との連携会議◎ 子育て講座(step)通常講座◎ 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修◎
3月	室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議◎ 生活支援室との連携会議◎

令和3年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況(本所・分室合算)

1 相談対応件数の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	対前年度
全国	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029	207,659	101.3%
全道	2,089	3,014	3,900	4,825	5,133	5,652	6,396	6,256	6,421	102.6%
道児相	1,687	1,855	2,420	3,027	3,220	3,767	3,995	3,694	4,019	108.8%
札幌市	402	1,159	1,480	1,798	1,913	1,885	2,401	2,562	2,402	93.8%
室蘭児相	224	245	321	426	442	597	513	531	776	146.1%
通告件数	377	389	465	562	597	644	808	604	820	135.8%

2 経路別通告件数

	家族親戚	虐待者本人	児童本人	近隣知人	児童委員	福祉事務所	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設等 児童福祉	警察等	学校等	その他	合計
R3年度	32	4	10	84	0	20	26	169	0	7	0	434	28	6	820
R2年度	18	17	1	73	0	36	22	80	1	10	1	326	17	2	604
R1年度	35	0	3	68	0	51	26	61	0	15	1	519	28	1	808
H30年度	20	2	0	74	0	39	42	52	1	7	0	398	9	0	644

3 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

	身体的虐待		心理的虐待		ネグレクト		性的虐待		合計	
R3年度	129	16.6%	534	68.8%	102	13.1%	11	1.4%	776	100%
R2年度	85	16.0%	356	67.0%	88	16.6%	2	0.4%	531	100%
R1年度	74	14.4%	342	66.7%	88	17.2%	9	1.8%	513	100%
H30年度	80	13.4%	419	70.2%	95	15.9%	3	0.5%	597	100%

*留意点1: 件数は児童数
(例)ネグレクト3人兄弟→3件
*留意点2: 同一児童
複数カウント有

(2) 虐待者別件数

	実父		実父以外の父		実母		実母以外の母		その他		合計	
R3年度	367	47.3%	79	10.2%	310	39.9%	1	0.1%	19	2.4%	776	100%
R2年度	245	46.1%	47	8.9%	159	29.9%	1	0.2%	79	14.9%	531	100%
R1年度	244	47.6%	58	11.3%	198	38.6%	6	1.2%	7	1.4%	513	100%
H30年度	297	49.7%	80	13.4%	202	33.8%	2	0.3%	16	2.7%	597	100%

(3) 子どもの年齢構成別件数

	0~3歳未満		3歳~学齢前		小学生		中学生		高校・その他		合計	
R3年度	111	14.3%	187	24.1%	292	37.6%	118	15.2%	68	8.8%	776	100%
R2年度	97	18.3%	141	26.6%	181	34.1%	69	13.0%	43	8.1%	531	100%
R1年度	114	22.2%	97	18.9%	182	35.5%	60	11.7%	60	11.7%	513	100%
H30年度	168	28.1%	140	23.5%	183	30.7%	72	12.1%	34	5.7%	597	100%

(4) 相談対応結果別件数(措置/指導等)

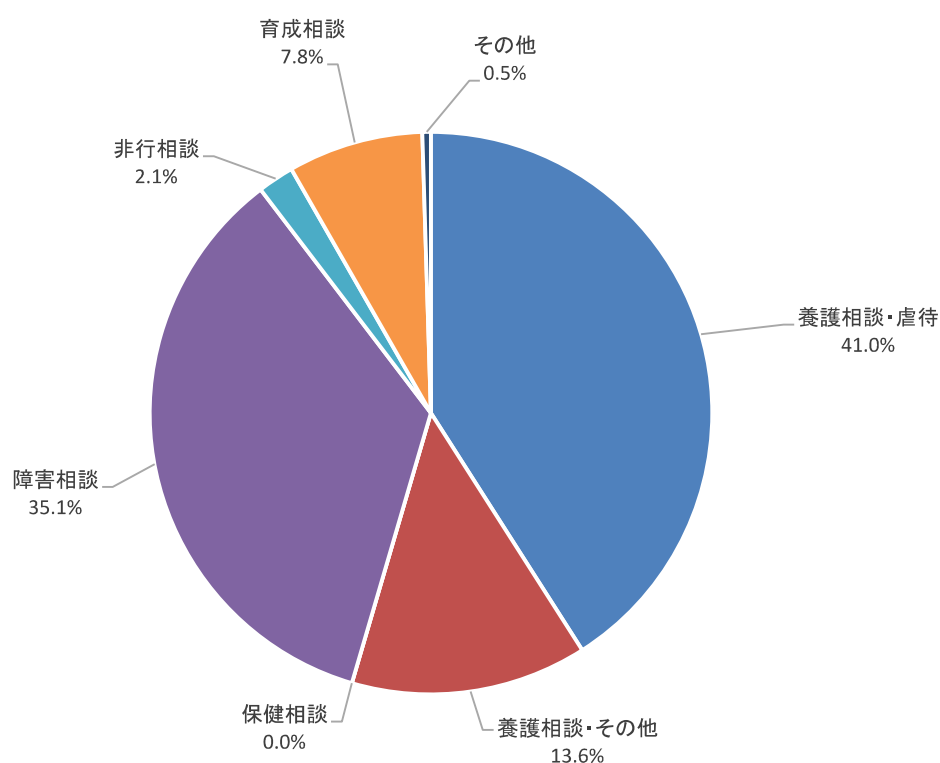
	児童福祉施設		里親委託/ファミリーホーム		児童福祉司指導		継続指導		助言指導		その他		合計	
R3年度	14	1.8%	1	0.1%	18	2.3%	22	2.8%	709	91.4%	12	1.5%	776	100%
R2年度	15	2.8%	5	0.9%	9	1.7%	9	1.7%	485	91.3%	8	1.5%	531	100%
R1年度	23	4.5%	3	0.6%	29	5.7%	12	2.3%	436	85.0%	10	1.9%	513	100%
H30年度	19	3.2%	7	1.2%	16	2.7%	3	0.6%	541	90.6%	11	1.8%	597	100%

令和3年度 室蘭児童相談所相談受理状況(本所・分室合算)

相談種別受理件数(過去5年分)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養護相談		699	784	891	794	884
保健相談		0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	58	64	65	61	65
	視聴覚障害相談	0	1	1	0	0
	言語発達障害相談	33	31	30	29	28
	重症心身障害相談	18	15	8	8	16
	知的障害相談	223	300	367	326	386
	発達障害相談	181	241	225	112	74
	小計	513	652	696	536	569
非行相談	△犯行為等相談	27	20	15	7	19
	触法行為等相談	16	6	6	10	15
	小計	43	26	21	17	34
育成相談	性格行動相談	67	70	47	70	59
	不登校相談	19	13	7	10	4
	適性相談	43	59	22	26	60
	しつけ相談	10	10	8	7	3
	小計	139	152	84	113	126
その他の相談		18	12	21	43	8
合計		1,412	1,626	1,713	1,503	1,621

相談別受理状況(令和3年度)

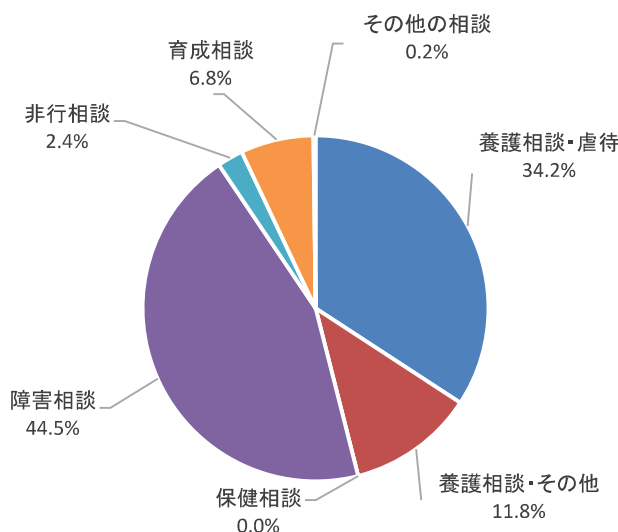


令和3年度 北海道室蘭児童相談所 相談受理状況 (本所)

相談種別受理件数

		令和3年度
養護相談	児童虐待相談	156
	その他の相談	54
	小計	210
保健相談		0
障害相談	肢体不自由相談	16
	視聴覚障害相談	0
	言語発達障害相談	27
	重症心身障害相談	7
	知的障害相談	108
	発達障害相談	45
	小計	203
非行相談	ぐ犯行為等相談	6
	触法行為等相談	5
	小計	11
育成相談	性格行動相談	19
	不登校相談	1
	適性相談	10
	しつけ相談	1
	小計	31
その他の相談		1
合計		456

相談別受理状況



令和3年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況 (本所)

1 令和3年度 経路別通告件数

家族・親戚	虐待者本人	児童本人	近隣・知人	児童委員	福祉事務所	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設児童福祉	警察等	学校等	その他	合計
15	0	5	17	0	8	4	51	0	2	0	87	3	0	192

2 令和3年度 相談対応件数

全国	207,659
全道	6,421
道児相	4,019
札幌市	2,402
室蘭児相本所	168

3 令和3年度 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
39	109	15	5	168
23.2%	64.9%	8.9%	3.0%	100.0%

(2) 虐待者別件数

実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
85	16	67	0	0	168
50.6%	9.5%	39.9%	0.0%	0.0%	100.0%

(3) 子どもの年齢構成別件数

0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校・その他	合計
24	41	57	29	17	168
14.3%	24.4%	33.9%	17.3%	10.1%	100.0%

(4) 相談対応結果別件数 (措置／指導等)

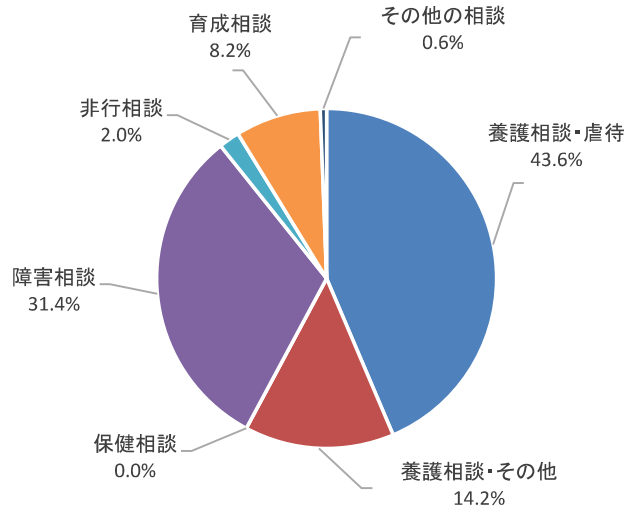
児童福祉施設	里親委託／ファミリーホーム	児童福祉司指導	継続指導	助言指導	その他	合計
2	0	4	5	146	11	168
1.2%	0.0%	2.4%	3.0%	86.9%	6.5%	100.0%

令和3年度 北海道室蘭児童相談所 相談受理状況 (苫小牧分室)

相談種別受理件数

		令和3年度
養護相談	児童虐待相談	508
	その他の相談	166
	小計	674
保健相談		0
障害相談	肢体不自由相談	49
	視聴覚障害相談	0
	言語発達障害相談	1
	重症心身障害相談	9
	知的障害相談	278
	発達障害相談	29
	小計	366
非行相談	ぐ犯行為等相談	13
	触法行為等相談	10
	小計	23
育成相談	性格行動相談	40
	不登校相談	3
	適性相談	50
	しつけ相談	2
	小計	95
その他の相談		7
合計		1,165

相談別受理状況



令和3年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況 (苫小牧分室)

1 令和3年度 経路別通告件数

家族・親戚	虐待者本人	児童本人	近隣・知人	児童委員	福祉事務所	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設児童福祉	警察等	学校等	その他	合計
17	4	5	67	0	12	22	118	0	5	0	347	25	6	628

2 令和3年度 相談対応件数

全国	207,659
全道	6,421
道児相	4,019
札幌市	2,402
苫小牧分室	608

3 令和3年度 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
90 (14.8%)	425 (69.9%)	87 (14.3%)	6 (1.0%)	608 (100.0%)

(2) 虐待者別件数

実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
282 (46.4%)	63 (10.4%)	243 (40.0%)	1 (0.2%)	19 (3.1%)	608 (100.0%)

(3) 子どもの年齢構成別件数

0~3歳未満	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校・その他	合計
87 (14.3%)	146 (24.0%)	235 (38.7%)	89 (14.6%)	51 (8.4%)	608 (100.0%)

(4) 相談対応結果別件数 (措置/指導等)

児童福祉施設	里親委託/ファミリーホーム	児童福祉司指導	継続指導	助言指導	その他	合計
12 (2.0%)	1 (0.2%)	14 (2.3%)	17 (2.8%)	563 (92.6%)	1 (0.2%)	608 (100.0%)

令和3年度 市町村別相談種別受理状況(本所)

	養護相談	再掲(虐待)	保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	合計
				肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
室蘭市	80	58	0	9	0	23	1	54	21	2	4	8	0	2	0	0	204
登別市	59	46	0	2	0	0	2	21	13	3	1	4	0	0	0	0	105
伊達市	46	38	0	1	0	4	3	26	10	1	0	5	1	7	1	0	105
市計	185	142	0	12	0	27	6	101	44	6	5	17	1	9	1	0	414
豊浦町	10	4	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13
洞爺湖町	5	4	0	4	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	1	15
壮瞥町	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	8
町計	21	11	0	4	0	0	1	6	1	0	0	2	0	0	0	1	36
管外	4	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6
合計	210	156	0	16	0	27	7	108	45	6	5	19	1	10	1	1	456

令和3年度 虐待通告の内訳(本所)

		室蘭市	登別市	伊達市	豊浦町	壮瞥町	洞爺湖町	管外	合計
通告件数		58	46	38	4	3	4	3	156
相談対応		68	50	34	4	4	4	4	168
年齢	乳児	1	3	4	0	0	1	0	9
	幼児	26	17	6	1	1	1	4	56
	小学生	26	13	12	2	2	2	0	57
	中学生	9	10	9	0	1	0	0	29
	それ以上	6	7	3	1	0	0	0	17
虐待種別	身体的	14	10	10	1	3	1	0	39
	ネグレクト	5	3	3	0	1	0	3	15
	性的	2	3	0	0	0	0	0	5
	心理的	47	34	21	3	0	3	1	109

令和3年度市町村別相談種別受理状況（苫小牧分室）

	養護相談	再掲（虐待）	保健相談	障害相談							非行相談		育成相談			その他の相談	合計	
				肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ			
胆振総合振興局管内	苫小牧市	511	391	0	35	0	1	8	178	24	12	9	27	2	33	1	2	843
	市計	511	391	0	35	0	1	8	178	24	12	9	27	2	33	1	2	843
	白老町	32	26	0	1	0	0	0	13	0	0	0	1	0	2	0	2	51
	安平町	5	4	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	1	0	0	14
	厚真町	4	2	0	0	0	0	0	6	0	0	0	1	1	3	1	0	16
	むかわ町	7	1	0	1	0	0	0	6	1	1	0	0	0	0	0	0	16
	町計	48	33	0	2	0	0	0	33	1	1	0	2	1	6	1	2	97
	合計	559	424	0	37	0	1	8	211	25	13	9	29	3	39	2	4	940
日高振興局管内	日高町	19	13	0	0	0	0	11	1	0	0	0	0	2	0	0	33	
	平取町	8	8	0	0	0	0	6	0	0	0	2	0	2	0	0	18	
	新冠町	4	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
	浦河町	28	19	0	3	0	0	7	2	0	0	0	0	3	0	1	44	
	様似町	1	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	7	
	えりも町	14	11	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	21	
	新ひだか町	17	14	0	8	0	0	1	32	0	0	0	6	0	1	0	67	
	小計	91	70	0	12	0	0	1	67	4	0	0	8	0	11	0	3	197
管外	24	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	28	
合計	674	508	0	49	0	1	9	278	29	13	10	40	3	50	2	7	1,165	

令和3年度 虐待通告の内訳（苫小牧分室）

	苫小牧市	白老町	安平町	厚真町	むかわ町	日高町	平取町	新冠町	浦河町	様似町	えりも町	新ひだか町	管外	合計
通告件数	477	30	5	4	7	18	8	4	27	1	14	14	19	628
相談対応	487	26	4	2	1	13	8	4	20	1	11	16	15	608
年齢	乳児	11	1	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	16
	幼児	171	12	2	0	0	7	1	2	5	0	2	5	217
	小学生	186	7	2	2	0	6	4	1	11	0	5	7	235
	中学生	75	2	0	0	0	0	2	1	3	0	3	2	89
	それ以上	44	4	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	51
虐待種別	身体的	78	1	0	0	0	1	0	0	0	1	4	5	90
	ネグレクト	77	2	4	0	0	0	0	2	0	0	0	2	87
	性的	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	6
	心理的	328	23	0	1	1	13	7	4	18	1	10	11	425

児童虐待について



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

令和5年6月2日（金）

北海道室蘭児童相談所

苫小牧分室 宮田

令和3年度苫小牧分室における虐待対応の状況

(1) 経路別の通告及び相談対応状況

	市町村		病院等		児童福祉施設		警察		学校等		家族・親戚		近隣・知人		児童本人		児童相談所 (児童相談所等)		その他		合計	
	受理	対応	受理	対応	受理	対応	受理	対応	受理	対応	受理	対応	受理	対応	受理	対応	受理	対応	受理	対応	受理	対応
身体的	15	8	1	1	0	0	66	55	7	4	7	2	6	11	1	1	7	7	2	1	112	90
ネグレクト	10	10	6	1	0	0	28	36	11	11	10	2	35	16	0	0	24	11	3	0	127	87
性的	2	2	2	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	9	6
心理的	9	7	0	1	0	0	253	321	2	4	4	7	25	12	2	2	81	69	4	2	380	425
合計	36	27	9	3	0	0	347	413	23	21	21	11	66	39	4	3	113	88	9	3	628	608

※(1)・(2)について・・・ 受理:令和3年度中に虐待の疑いとして通告のあった件数。

対応:令和2年度以前からの繰越を含めた全通告のうち、令和3年度中に虐待として対応した件数。

(2) 相談対応結果

	助言指導	継続指導	訓戒・誓約	児童福祉 司指導	児童福祉施 設入所	里親委託	市町村 送致	その他	合計
身体的	77	5	0	5	3	0	0	0	90
ネグレクト	73	5	0	4	4	1	0	0	87
性的	2	1	0	1	2	0	0	0	6
心理的	411	6	0	4	3	0	0	1	425
合計	563	17	0	14	12	1	0	1	608
構成比	92.6%	2.8%	0.0%	2.3%	2.0%	0.2%	0.0%	0.2%	100.0%

家庭での見守りケース

家族分離ケース

別 表

苫小牧市要保護児童対策地域協議会の関係機関

区 分	関 係 機 関
国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)	札幌法務局苫小牧支局
	北海道札幌方面苫小牧警察署
	北海道苫小牧保健所
	北海道室蘭児童相談所
	苫小牧市立病院
	苫小牧市消防本部
	教育部指導室
	健康こども部青少年課
	総合政策部協働・男女平等参画室
	福祉部総合福祉課
	福祉部障がい福祉課
	福祉部生活支援室
	福祉部介護福祉課
	健康こども部健康支援課
	福祉部発達支援課
	健康こども部こども育成課
	健康こども部こども支援課
	健康こども部こども相談課
法人 (法第25条の5第2号)	一般社団法人苫小牧市医師会
	一般社団法人苫小牧歯科医師会
	札幌弁護士会苫小牧支部
	特定非営利活動法人ウイメンズ結
	特定非営利活動法人チャイルドサポートこあら
	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会
その他の者 (法第25条の5第3号)	苫小牧市小学校長会
	苫小牧市中学校長会
	北海道私立幼稚園協会苫小牧・日高支部
	苫小牧市法人保育園協議会
	苫小牧人権擁護委員協議会
	苫小牧身体障がい者福祉連合会
	苫小牧市クローバーの会
	とまこまい若者サポートステーション
	苫小牧市民生委員児童委員協議会
	苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会
	いぶり・ひだか児童家庭支援センターしずく
	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会